

共謀罪 まず警察活動の議論を

写真は中日新聞 3月28日朝刊「特報」。リードから—「共謀罪」の構成要件を変えた組織犯罪処罰法改正案について、新聞各紙が二つに割れている。見出しで『共謀罪』法案」と表記するのは、中日新聞と朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞。全国のブロック紙や地方紙の大半も同様だ。一方、読売新聞と産経新聞の見出しは「テロ準備罪法案」となっている。どちらも同じ法案のことだが、その名の違いは何を表わすのか。



ここ数年、新聞の「二極化」が指摘されるが、「共謀罪」の見出しの違いも、それを如実に示すものだ。ちなみに、NHKは「テロ等準備罪」新設法案などと報じている。

「平成の治安維持法」「監視社会化」などと、国民が不安視する共謀罪法案が、昨日、衆院で審議入りした。特定秘密保護法、安保法、そして今回の共謀罪法案と、一連の動きを見ていると、安倍政権が何を狙っているか明確だ。

すでに何回かレポートしてきたが、今後も集中的に取り上げていく。とりあえず標題の日本経済新聞 3月27日朝刊「論点争点 メディアと人権・法」を紹介したい。

犯罪を計画段階で処罰できる「共謀罪」の趣旨を「テロ等準備罪」として盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正案が国会提出された。277ときわめて幅広い犯罪を起きている段階から取り締まる制度は警察捜査を一変させる可能性がある。焦点となるのが警察の情報収集活動。かねて指摘されてきた不透明な警察活動のあり方が問われる。

捜査活動がプライバシーの権利など人権への配慮を求められるのは GPS 捜査を違法とした最高裁判決が警鐘を鳴らしたばかり。裁判所を除いて捜査に対するチェック機能を欠いた日本の警察活動のあり方についての議論こそ、共謀罪導入の前提として必要だ。警察は事件の端緒を得るために情報収集活動をしている。刑事訴訟法では、捜査のためなら裁判所の許可が不要な任意の取り調べが認められ、役所や企業などに照会して捜査に必要な報告（捜査関係事項照会）を求めることもできる。しかし、尾行や協力者作りといった行為や、具体的な事件捜査に至らない段階での情報収集活動の法的根拠は必ずしも明確でない。

元北海道警幹部で捜査費の裏金問題を告発した原田宏二氏は「捜査関係事項照会では、犯罪事実や容疑者を特定しないまま、『捜査のため』として市民の個人情報を本人の同

意なく収集できる。事件に無関係でも、どのように処理されているのか本人も知ることができない」と問題視する。

そのうえで「人権と捜査のバランスを調整するルールを整備してこなかったことが、しばしば違法捜査に問われる事案が起きる要因となり、警察の情報収集能力の低下にもつながっている」と指摘する。

2010年の警視庁公安部のデータ流出事件では、国内のイスラム教徒の膨大な個人情報を企業、ホテル、銀行、大学などから収集・蓄積していたことが発覚した。昨年6月には、大分県別府市の連合支部の入居する建物の敷地内に警察がひそかにカメラを取り付けた建造物侵入事件が発生。1980年代には神奈川県警による共産党幹部宅盗聴事件が起きている。

こうした警察の情報収集活動を「大きく解き放つのが共謀罪法案」と、警備公安問題に詳しいジャーナリストの青木理氏は指摘。「共謀罪をきちんと適用しようとするなら、警察は『怪しい』と考える個人や団体を日常的に監視・追尾することが容認されなければならぬはず」とみる。

さらに先の刑事司法改革で一部の取り調べ過程の録音録画の義務付けと引き換えに、対象犯罪の拡大が決まった通信傍受をより使いやすくし、室内盗聴も合法化する方向に進む、と予想する。

日弁連共謀罪法案対策本部は「共謀罪導入は捜査手法の拡大とつながっている」と指摘する。

マフィア犯罪を取り締まる国際組織犯罪防止法案（TOC条約）の締結が共謀罪導入の本来の目的だ。しかし、国によって法体系は異なり、「共謀罪」導入の必要性をめぐる異論があり、これまで廃案が繰り返されてきた。政府は今回、テロ対策を導入の名目とするが、例えば著作権法がテロとどう関係するのか、多くの犯罪対象を含めることに疑問が生じている。「結局、共謀罪新設に期待をかけているのは権限拡大を望む警察組織」（日弁連対策本部）という構図が浮かぶ。

法案に反対する刑事法研究者らは声明で「警察による捜査権限の行使の現状を見ると、共謀罪の新設による捜査の前倒しは捜査の公正性に対するさらに強い懸念を生む」と指摘している。

(2017年4月7日)